



熊本県公報

第12698号

平成30年2月20日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定……………(森林保全課) 1
- 保安林の指定……………(〃) 1
- 保安林の指定……………(〃) 2
- 保安林の指定……………(〃) 2
- 保安林の指定……………(〃) 2
- 保安林の指定……………(〃) 3
- 保安林の指定……………(〃) 3
- 保安林の指定……………(〃) 3
- 指定管理者の指定……………(男女参画・協働推進課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4

公 告

- 建設業法第29条の2の規定に基づく公告……………(監理課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出……………(商工振興金融課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(〃) 5
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可……………(〃) 7

登 載 依 頼

- 平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号の一部を改正する告示……………(運転免許課) 7
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催……………(社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局) 7

告 示

熊本県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町年柄字下唐津丸533番1、534番1、589番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下唐津丸533番1・589番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本町本字小井手7334番1、7334番2、7335番1、7336番、7374番2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小井手7334番1・7334番2・7335番1・7336番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字井手山5964番4、5964番7から5964番9まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井手山5964番8・5964番9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字唐干田1989番2、2018番1、2018番3、字下鳴谷郷2626番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字唐干田1989番2・2018番1・2018番3・字下鳴谷郷2626番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市志柿町字大松道4374番1、4374番2、44

34番1、4434番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大松道4374番1・4374番2・4434番1・4434番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字九重神樂2423番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字九重神樂2423番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字上萱ノ木2313番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上萱ノ木2313番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字樋ノ場2676番1、字下晴気2680番1、2680番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ場2676番1・字下晴気2680番1・2680番3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第125号

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定に基づき、くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）	熊本市中央区大江六丁目24番19号	くまもと県民交流館管理運営共同企業体 代表者 九州総合サービス株式会社 代表取締役 尾池千佳子	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

熊本県告示第126号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

小坂その2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱20号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	御船町	小坂字西居屋敷	2684-11
2	〃	小坂字中原	2077-2
3	〃	〃	2077-1地先里道敷
4	〃	〃	2077-1地先道路敷
5	〃	〃	2093
6	〃	小坂字西居屋敷	2697-1
7	〃	〃	2697-1
8	〃	〃	2698
9	〃	〃	2700-1
10	〃	小坂字中原	2110
11	〃	小坂字西居屋敷	2700-1
12	〃	〃	2787-1
13	〃	〃	2787-1
14	〃	〃	2791
15	〃	〃	2795-2
16	〃	〃	2800・2801-2合併
17	〃	〃	2804
18	〃	〃	2819
19	〃	〃	2820・2822合併
20	〃	〃	2823

公 告

熊本県公告第106号

建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から30日以内に申出がないときは、同法第29条の2第1項の規定により建設業者の許可を取り消すことがあるので、営業所の所在地を変更して建設業を営んでいない場合にあっては同法第11条第1項の変更届出書を、建設業を廃止している場合にあっては同法第12条の規定による届出書を提出すること。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 営業所の所在地又は所在が確知できない建設業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社アイデア・ブレーン
球磨郡あさぎり町免田東1693
代表取締役 久保 和子
熊本県知事許可（般-25）第17439号
 - (2) 有限会社江崎建設
山鹿市小群650-5
代表取締役 江崎 祐一
熊本県知事許可（般-25）第2587号
 - (3) 輝工業
八代市麦島西町8-17
代表者 右田 輝行
熊本県知事許可（般-25）第17499号
 - (4) 株式会社ホームベース
熊本市東区沼山津三丁目3-10
代表取締役 栗崎 悌二
熊本県知事許可（般-25）第17504号
 - (5) 有限会社熊創
熊本市南区野口四丁目9-18
代表取締役 松野 峰博
熊本県知事許可（般-26）第16787号
 - (6) 下田商事
山鹿市菊鹿町米原48
代表者 下田 照清
熊本県知事許可（般-27）第13597号
- 2 申出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班
電話096-333-2485

熊本県公告第107号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HITOYOSHI REX
熊本県人吉市宝来町字下町1293番 外
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成25年3月27日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(承継前) 有限会社林商店 代表取締役 林 文雄
福岡県久留米市野中町1218番地1
(承継後) 株式会社大賢キャピタル 代表取締役 大野 賢一
熊本市中央区安政町3番16号熊本センタービル
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
4,774平方メートル
- 5 届出年月日
平成30年1月22日

熊本県公告第108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり
 公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 HITOYOSHI REX
 熊本県人吉市宝来町字下町1293番 外
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
 は代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルシヨク 代表取締役 菊池 俊勝 大分市東春日町13番11号	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行一丁目4番14号	同 左
株式会社マックハウス 代表取締役社長 栗原 勝利 東京都杉並区梅里一丁目7番7号	株式会社マックハウス 代表取締役社長 白土 孝 東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市水前寺六丁目1番38号	株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号
未定	株式会社グオホールディングス 代表取締役 遠藤 結蔵 名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル
未定	株式会社靴の尚美堂 代表取締役 有馬 秀雄 鹿児島市東千石町19番8号

- 3 届出年月日
平成30年1月22日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振
興局総務振興課
平成30年2月20日から平成30年6月20日まで

熊本県公告第109号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の
 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告
 する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹153番1ほか3筆
福嶋 豊	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹159番
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字参番割1339番3ほか1筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市催合町字磧上東割80番1ほか2筆
株式会社下先農産	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字平石46番ほか2筆
米田 豊喜	八代市沖町	八代市井揚町字式番割2882番
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3123番4

- 2 認可年月日
平成30年2月14日

熊本県公告第110号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加来 雄三	熊本市北区龍田	阿蘇郡高森町大字津留字下ノ津留33番ほか6筆
尾方 旭	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字沼1725番1ほか1筆
尾方 旭	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字田島370番2ほか12筆
小田 一男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字原村1929番ほか1筆
原 孝一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字原村1959番1ほか1筆
田原 賢一	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字砂田234番3ほか1筆
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字田島375番1ほか2筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字鑑4249番ほか1筆

2 認可年月日

平成30年2月14日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第6号

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成30年3月1日から施行する。

平成30年2月20日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1(1)アからウまで以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同(1)イの表以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同(3)の表以外の部分中「及び取消し並びに運転経歴証明書の交付及び再交付」を削り、同(5)を同(6)とし、同(4)の表以外の部分中「及び」を「又は」に改め、「記載事項」の次に「の」を加え、同(4)を同(5)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 運転免許の取消し又は運転経歴証明書の交付若しくは再交付の申請

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日	午前10時30分から同11時30分まで 午後2時30分から同3時30分まで
	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同11時00分まで 午後1時00分から同4時00分まで
警察署	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後3時00分まで

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成30年2月20日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部長 小川 全夫

- 1 開催日時
平成30年3月1日（木） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等（予定）
 - (1) 議題
第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（案）について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）